

団体交渉速報

- ・東北大学 2022 年度期末手当を 0.15 月分引き下げの方針！
- ・悲願の非正規雇用職員のボーナス支給については、今後「検討」と発言！

東北大学は 2022 年 4 月 26 日の役員会で、2022 年度の期末手当を 0.15 月分引き下げの方針を決めた。これは、2021 年 8 月 10 日の人事院勧告を反映させたものである。

組合は 4 月 27 日に開催した団体交渉において、不利益変更の必要性、相当性の説明を求めたが、当局は人事院勧告を有力な参考資料として判断したと回答するのみであった。組合は、大学法人の経営上、本年度に期末手当を引き下げる必要性は皆無であり、期末手当の引き下げを行わないことを強く要求した。

- ・国家公務員は 2021 年 12 月の引下げ額分も合わせて 2022 年 6 月分から減額される（不利益遡及）が、組合はこの間の交渉で大学にこれを行わないよう求め、今回の大学方針には不利益遡及は盛り込まれなかった。
- ・理事は、労働条件の労使対等決定の原則について、組合と同じ認識であることを認めた。
- ・他方、今回大学から提供を受けた文科省の事務連絡「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の給与について」（2021 年 11 月 24 日）は、「適切に対応」という強い表現で引き下げを要請している。この事務連絡について、理事は、これは「お知らせ」であり、これと異なる判断も可能だと述べた。
- ・理事は、本学の給与水準は国家公務員の 86.7%しかないと説明し、現状の給与水準で良いか否かについては議論の余地があると述べたが、一方で、人勧が引き下げであるもとで引き下げを行わず、あるいは引き下げ幅を緩和する合理的な根拠はない、国家公務員との比較で適正だ、引き下げは事実だが適正であり代償措置という考えはない等と強弁した。

なお、2021 年の人事院勧告は、「その他の取組」として、非常勤職員の給与での対応を求めている。東北大学における非正規職員へのボーナス支給は、法人化以前からの悲願であり、早急に支給実施を求めた。人事労務担当理事は、「現状が適切かどうか」「検討する」を回答した。

有期雇用職員への現在の契約期間の途中での引き下げについて、大学は、個別の契約で、正職員と同じ算定方法を適用することになっている人は引き下げるが、そうではなく支給額を定めている人は引き下げない、と述べた。

2022 年 4 月 27 日

東北大学職員組合執行委員会